平成２４年（フ）第５８号
福島県喜多方市熱塩加納町山田字宇津野丙617番地
債務者　横山　　光
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第３０１号
神奈川県厚木市山際238番地
債務者　田部井　浩
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３０２号
神奈川県厚木市山際238番地
債務者　田部井美津恵
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３６４号
神奈川県厚木市恩名２丁目15番５号　サイプレスガーデン102、前住所神奈川県茅ヶ崎市菱沼海岸４番63号
債務者　青木　長次
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３８１号
神奈川県愛甲郡愛川町中津7331番地の１　桜台シティハイツ201
債務者　アンドラーデ　クラウジオこと　ANDRADE　CLAUDIO　JOSE　DE
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３８２号
神奈川県秦野市平沢961番地の３　サンハイツ101号
債務者　中澤　裕之
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２４８号
新潟市中央区関屋大川前１丁目10番５号
債務者　山崎土四松
1　決定年月日時　平成24年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２９１号
新潟市西区青山１丁目７番１―1013号、前住所新潟市西区青山２丁目３番32号　プレステージ青山1416号
債務者　田口　京子
1　決定年月日時　平成24年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２９３号
新潟市北区早通南５丁目２番24―42号
債務者　小林　　勲
1　決定年月日時　平成24年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２９４号
新潟市西区寺尾上１丁目11番８号　ハウス寿寺尾202号
債務者　荒井　則明
1　決定年月日時　平成24年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２９８号
新潟市東区江南３丁目５番36号　三佐和ビル205号室、住民票上の住所新潟市西蒲区升潟770番地６
債務者　和田トシ子
1　決定年月日時　平成24年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３１０号
新潟市北区新鼻78番地４
債務者　丸山　亜里
1　決定年月日時　平成24年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３１９号
新潟市江南区下早通２丁目３番22号
債務者　丸田　由貴（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成24年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２９７２号
大阪市東淀川区小松１丁目２番14―503号
債務者　辻　　晶代（旧姓秋山）
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５３３号
大阪市住之江区中加賀屋１丁目16番７―109号
債務者　水谷　亮三
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５３９号
大阪市東住吉区住道矢田１丁目22番21号　エレガントヒルズ３号館102号
債務者　栗尾　　豊
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９１８号
大阪府寝屋川市明徳２丁目12番21―301号、前住所大阪府交野市私部南１丁目14番17号
債務者　梶谷　宗親
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部